

京極町立学校における働き方改革  
行 動 計 画  
(第2期)

令和3年10月

京極町教育委員会

# 目 次

## I はじめに

## II これまでの取組の成果と課題

## III 行動計画（第2期）の概要

- (1) 行動計画（第2期）の性格
- (2) 目標
- (3) 視点
- (4) 期間
- (5) 町教委の役割
- (6) 学校の役割
- (7) 推進体制
- (8) 取組の検証方法
- (9) 保護者や地域住民等への理解促進
- (10) 学校や教員が担う業務の明確化
- (11) 推進日程

## IV 行動計画（第2期）の具体的な取組

### Action 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

- (1) 働き方改革手引「Road」の積極的な活用
- (2) ICTを積極的に活用した業務等の推進
- (3) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進
- (4) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進
- (5) 部活動指導に関わる負担軽減

### Action 2 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

- (1) 在校等時間の客観的な計測・記録と公表
- (2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進
- (3) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進
- (4) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定
- (5) 定数加配の活用等
- (6) 教諭等及び事務職員の標準職務の明確化

### Action 3 教育委員会による学校サポート体制の充実

- (1) メンタルヘルス対策の推進等
- (2) 調査業務等の見直し
- (3) 勤務時間等の制度改善
- (4) 適正な勤務時間の設定等
- (5) 教育課程の編成・実施に関する指導・助言
- (6) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築
- (7) 若手教員への支援
- (8) 教頭への支援
- (9) 学校行事の精選・見直し
- (10) 学校が作成する計画等の見直し
- (11) 学校の組織運営に関する見直し
- (12) 転送電話やメールによる連絡対応や押印の省略等

### 学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項

## I はじめに

現在、学校は様々な教育課題への対応が求められており、多様化・複雑化している社会の中、学校に求められる役割は拡大している。

学校教育の充実や改善が求められる中、教職員の長時間労働が明らかとなり、社会的な課題となっている。

京極町においては、平成30年に「京極町立学校における働き方改革行動計画」(以下、「現行動計画」という。)を策定し、教育委員会と学校との連携による働き方改革に向けた業務改善を推進してきた。一定の成果があったが、なお長時間労働の抜本的な改善までは至っていない。

これまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになる必要がある。

そのために北海道教育委員会(以下、「道教委」という。)において策定された『北海道アクションプラン(第2期)』に基づき、業務改善の方向性を示した新たな「京極町立学校における働き方改革行動計画」(以下、行動計画(第2期)という。)を策定し、新しい時代に合わせた働き方改革に向けて、教育委員会と学校において様々な観点の検討を行い、より実効性の高い働き方改革を推進していく必要がある。

## II これまでの取組の成果と課題

京極町教育委員会(以下「町教委」という。)では、平成30年(2018年)7月に、令和2年度(2020年度)までを取組期間とする「現行動計画」を策定し、これまで必要な見直しを行いながら、教職員の在校等時間の縮減に向けた取組を進めてきた。その主な取組の成果と課題は次のとおりである。

- |   |           |
|---|-----------|
| (1) 1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全町立学校でゼロにする。               | ・・・未達成    |
| (2) 教職員の時間外勤務縮減及び休暇取得促進に関する方針に基づく部活動休養日をすべての部活動で実施する。 | ・・・実施100% |
| (3) 変形労働時間制を全町立学校で活用する。                               | ・・・実施100% |
| (4) 定時退勤日を全町立学校で月2回以上、実施する。                           | ・・・実施100% |
| (5) 学校閉庁日を全町立学校で年11日実施する。                             | ・・・実施100% |

町教委では、これまでの取組を継承しつつ、更なる改善・充実を図り、道教委のアクションプランを基に、各学校と緊密に連携しながら、喫緊の課題である「学校における働き方改革」の実現に向けて、現行動計画が終了する令和3年度(2021年度)以降においても、継続的かつ計画的に取り組んでいく必要がある。

## Ⅲ 行動計画（第２期）の概要

### (1) 行動計画（第２期）の性格

- ・ 行動計画（第２期）は、町内小中学校における働き方改革を推進するために、町教委が策定する。
- ・ 取組状況の検証や、国及び道教委の動向等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行う。

### (2) 目標

教職員の時間外在校等時間を１か月４５時間以内、１年間で３６０時間以内とする。

### (3) 視点

**個** 現状分析、勤務時間への意識、職能向上  
**チーム** 教育活動の効果、対話による業務改善  
**地域** 理解と協力の意識醸成

### (4) 期間

令和３年度から令和５年度までの３年間とし、取組の成果について検証しながら、必要に応じて見直しを行う。

### (5) 町教委の役割

- ・ 働き方改革を進めるための計画や方針などを定める。
- ・ 地域の実情に応じた取組を主体的に実施する。
- ・ 具体的な取組の実施状況を適切に把握・分析し、必要な環境整備等の取組を実施する。
- ・ 上限時間を超えた学校の状況について、事後検証を行う。

### (6) 学校の役割

- ・ 働き方改革に関する明確な目標を位置付け、全教職員の共通理解のもと、勤務時間を意識した働き方改革を進め、教職員一人一人の意識改革を進める。
- ・ 本計画の具体的な取組を実践し、時間外在校等時間等の実態を踏まえ、「Road」を活用し、実情に応じた取組を主体的に推進する。

### (7) 推進体制

- ・ 教育長を座長とし、学務課長、学校教育指導主事、総務学校教育係長で構成する「学校における働き方改革実現チーム」を設置する。

### (8) 取組の検証方法

- ・ 町教委は、各取組の検証を行うとともに、学校を訪問するなどして実態把握に努める。
- ・ 検証結果を踏まえて、取組の追加や廃止を検討し、必要に応じた本計画を見直す。

## (9) 保護者や地域住民等への理解促進

子どもたちへの教育は、学校、家庭、地域が連携・協力しながら行うものであり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が不可欠である。子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨について、保護者や地域住民等の理解を深める必要がある。

このため、各学校においては、業務改善の推進を明確に位置付けるとともに、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たしながら、円滑に学校運営を行うよう努める。

町教委は、京極町PTA連合会や京極町学校運営協議会等と連携しながら、保護者や地域住民等に対し、学校における働き方改革の取り組みについて積極的に周知を図るとともに、その取り組み状況を定期的に公表する。

## (10) 学校や教員が担う業務の明確化

町教委は、各学校において子どもたちの成長のために何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にするとともに、必要性が低下し、慣習的に行われている業務について、業務の優先順位をつける中で、廃止・連携・分担ができるよう、各学校や町教委、関係機関等と連携しながら、地域や保護者の理解の醸成に努める。

【これまで学校・教員が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方】

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務	教員の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等（事務職員等）</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）</p> <p>⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等）</p> <p>⑧部活動（部活動指導員等）</p> <p>※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教員が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	<p>⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）</p> <p>⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</p> <p>⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</p> <p>⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）</p> <p>⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等）</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）</p>

## (11) 推進日程

定期的に（毎日、毎月）行うこと	勤怠管理と集計結果の報告（学校）
学期末に行うこと	各種会議への報告・改善や修正の検討
年度末に行うこと	行動計画の実施状況確認（必要であれば行動計画改正）

## Ⅳ 行動計画（第２期）の具体的な取組

### Action 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

#### (1) 働き方改革手引「Road」の積極的な活用 **重点**

- ・ 町教委は、働き方改革手引「Road」を、各学校で積極的に活用するよう促す。
- ・ 町教委は、各学校において、働き方改革を進める上で中核となる「コアチーム」（働き方改革手引「Road」第３章に掲載）を設置するよう促す。
- ・ 町教委は、各学校において、働き方改革の取組がどの程度進んでいるのかを検証するチェックリスト（働き方改革手引「Road」第７章に掲載）を活用するよう促す。
- ・ 町教委は、道教委から提供される学校における働き方改革に関する道内外の好事例の普及を図るとともに、学校や教職員による優れた実践事例やアイデア等を学校間で共有するよう促す。
- ・ 町教委は、教職員が本来の業務に専念できる環境の整備に向け、新たな技術の活用も含め、業務の効率化や集約化の検討を積極的に進める。

#### (2) ICTを積極的に活用した業務等の推進 **重点**

- ・ 町教委は、学習履歴（スタディ・ログ）などの教育データを活用し、自動的かつ継続的なデータの取得や情報共有の即時化により、校務を効率化させ、教職員の事務作業にかかる時間の減少を図るため、ICT環境の充実を進める。
- ・ 町教委は、各学校に対し、情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図り、クラウドサービスやデジタル教材を活用した授業やオンライン学習の実施など、指導の充実を図る取組を推進する。
- ・ 町教委は、教職員のICT活用指導力の向上を図るための研修等の充実や、ICTに精通した人材の配置など、学校体制の整備に努める。
- ・ 町教委は、道教委のホームページ（ICT活用ポータルサイト等）に掲載される校種に応じた次の教材や資料等の活用を促し、教職員の授業づくりを支援する。

#### (3) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進 **重点**

- ・ 町教委は、保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力いただけるよう、働き方改革の各種取組について、分かりやすい動画やイラストの活用を含め、積極的な広報及び情報提供を行う。
- ・ 町教委は、学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推

進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援する「地域学校協働活動」や、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の運営を進めるとともに、地域の実情に応じた効果的な活動を進める。

#### (4) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

- ・ 町教委は、各学校に対し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員等の専門スタッフの配置を進める。
- ・ 町教委は、道教委が行う派遣や配置への支援を活用し、スクール・サポート・スタッフを含めた専門スタッフ等の派遣や配置を進める。

#### (5) 部活動指導に関わる負担軽減 **重点**

- ・ 町教委は、『京極町の部活動の在り方に関する方針』の徹底を図る。

### Action 2 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

#### (1) 在校等時間の客観的な計測・記録と公表 **重点**

- ・ 町教委は、各学校において校務支援システムの出退勤管理機能を適切に運用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録し公表するとともに、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測・記録する。
- ・ 町教委は、当該計測の結果が勤務状況を証明する重要な記録であることを踏まえ、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- ・ 各学校においては、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取組を進める。

#### (2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・ 町教委は、学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、次の取組を進める。

- ① 月2回以上の定時退勤日の実施
- ② 年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施
- ③ 15日以上有給休暇の取得促進  
(年5日以上を確実に取得。まとまった日数の連続した取得を促進。)
- ④ 仕事と育児・介護等の両立支援

- ・ 町教委は、ワークライフバランスの実現により、職務への意欲を向上させ、個々の教職員の能力やデータ等を相互に活用するといった業務の共有化や、組織としての優先順位を明確にした業務の効率化を図る。
- ・ 各学校の職員は、子育て又は介護を行う職員が、意欲をもって職務に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職場環境づくりを主体的に進める。

- ・ 各学校の管理職員は、女性職員の活躍推進の観点から、男性職員の家庭生活への関わりを深めることが不可欠であると認識し、日頃から両立支援における男性職員の役割について所属職員への意識啓発に努めるなど、職員が両立支援制度を適切に活用することができるよう積極的に行動する。
- ・ 各学校の管理職員は、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう、対象職員に対し職場内で必要な配慮を行うものとする。

### (3) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

- ・ 町教委は、各学校における働き方改革に向けた取組状況を管理職員の人事評価に反映することとする。
- ・ 各学校の管理職員は、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を具体的に盛り込むとともに、業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する時間数や日数など、具体的な目標を設定することとする。
- ・ 各学校の管理職員は、人事評価の面談の中で教職員と意識の共有を図り、教職員が自ら考えて主体的に業務改善を実践できるよう、全職員で働き方改革に取り組む機運の醸成に努める。
- ・ 各学校の管理職員は、上限時間を超える職員に対し、業務全般の内容やその優先順位等について、当該職員と協議しながら、時間外在校等時間の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組む。

### (4) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

- ・ 町教委は、各学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、もって心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定する。

#### ① 実施目的

- ・ 職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため。

#### ② 設定期間

令和3年度	8月11日（水）、12日（木）、13日（金）、 12月29日（水）～1月5日（水）
令和4年度	8月10日（水）、12日（金）、15日（月）、 12月29日（木）～1月5日（木）
令和5年度	8月10日（木）、14日（月）、15日（火）、 12月29日（金）～1月5日（金）

#### ③ 服務上の取扱等

- ・ 年次有給休暇、夏季休暇、週休日の振替等とする。
- ・ 休暇の取得を強制しない。
- ・ 出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うため、管理職員の出勤は不要とする。
- ・ 部活動休養日に設定する。

#### ④ 保護者への周知

- ・ 町教委が示す通知文例を参考に、各学校が通知を保護者に発出する。

#### (5) 定数加配の活用等

- ・ 町教委は、学校の指導体制や組織運営体制の充実を図るため、国の定数加配の活用などにより、小学校における専科指導に従事する教員や生徒指導等の様々な課題に対応する教員を配置を検討する。

#### (6) 教諭等及び事務職員の標準職務の明確化

- ・ 町教委は、教諭等及び事務職員の職務の範囲を標準的に示した例について学校管理規則等で定め、業務の明確化・適正化を図ることにより、それぞれが本来の職務に集中し、専門性を発揮できるような環境を整備するとともに、事務職員がこれまで以上に校務運営に自主的・主体的に参画できる環境整備に努める。
- ・ 町教委は、事務職員の主体的な学校運営への参画を促進するため、職員研修の充実や学校事務の一層の効率化を図る。

### Action 3 教育委員会による学校サポート体制の充実

#### (1) メンタルヘルス対策の推進等 **重点**

- ・ 町教委は、各学校の教職員のメンタルヘルス対策を推進するため、全ての教職員へのストレスチェックや必要に応じて面接指導等を実施する。
- ・ 町教委は、各学校の教職員の勤務状況及びその健康状態に応じて健康診断を実施するほか、教職員の健康管理に関し、必要に応じて保健師等による助言・指導を受けるものとする。
- ・ 町教委は、時間外在校等時間が一定時間を超えた各学校の教職員に対し、医師による面接指導を実施する。
- ・ 町教委は、公立学校共済組合北海道支部と連携し、教職員の心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

#### (2) 調査業務等の見直し

- ・ 町教委は、教職員の事務負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について、その必要性と手法の妥当性を考慮し、可能な限り廃止や縮小、他の調査との統合等の精選を図る。
- ・ 町教委は、調査の実施に当たっては、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう配慮する。

#### (3) 勤務時間等の制度改善

- ・ 町教委では、職員の勤務時間に係る制度が有効に活用されるよう、各学校に対する指導・助言を行う。
- ・ 町教委は、新型コロナウイルス感染症対策として実施した在宅勤務の成果と課題を

検証し、教職員の在宅勤務の在り方について検討する。

#### (4) 適正な勤務時間の設定等

- ・ 町教委は、各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等について、労働基準法等の規定に基づき教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう指導・助言を行う。
- ・ 町教委は、各学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間など正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間や休憩時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りを適正に行うよう指導・助言を行う。
- ・ 町教委は、長期休業期間中など児童生徒の学校教育活動に支障のない範囲において、教育職員の専門職としての専門性を向上させる機会を確保するため、教育公務員特例法第22条第2項に基づくいわゆる「職専免研修」について、勤務内容や実施態様を正確に把握・確認する方法など、その在り方について検討を進める。

#### (5) 教育課程の編成・実施に関する指導・助言

- ・ 町教委は、各学校に対し、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画することのないよう指導・助言するとともに、指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回る授業時数を計画している場合には、教育課程の編成・実施に当たっても教職員の働き方改革に十分配慮するよう必要な指導・助言を行う。

#### (6) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

- ・ 町教委は、各学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣する体制を整備するとともに、福祉部局・警察等との連絡体制の確立など、関係機関との連携・協力体制を強化する。

#### (7) 若手教員への支援

- ・ 町教委は、若手教員が学校単位を超えて悩みを共有できるよう、初任段階教員研修等の機会等を活用し、働き方改革の観点も含め、指導主事・管理職員等による指導・助言を受けられる機会を設ける。
- ・ 各学校においては、若手教員が得意とする分野の能力を積極的に学校運営に生かすとともに、若手教員の日頃の様子を観察・把握し、一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、すぐに声掛け等を行い、優れた教材や指導案、業務の参考となる資料を共有するほか、必要に応じて業務を補助するなどして、若手教員が孤立することのないよう支援する。

#### (8) 教頭への支援

- ・ 町教委は、校長を助け、校務を整理するなど、学校運営の要である教頭が、各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、次の項目を中心に業務負担の解消に向けた取組を進める。

- ① 調査業務の見直しや簡素化などの取組を進める。
- ② 事務職員等との役割分担を図る。

- ・ 町教委は、教頭職を担う人材の確保と職務遂行能力の向上を図るため、校長会と連携しながら、職の魅力向上に向けた取組を実施する中で、業務負担の軽減対策についても検討を進める。

#### (9) 学校行事の精選・見直し

- ・ 町教委は、各学校に対し、学校行事の精選や取組内容の見直し、準備の簡素化を推進するとともに、次の取組を積極的に促す。

- ① 学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を活用したりするなどして、負担軽減を図ること。
- ② 地域行事と学校行事の合同開催など、行事の効果的・効率的な実施を検討すること。
- ③ カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めること。

#### (10) 学校が作成する計画等の見直し

- ・ 町教委は、各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行う。
- ・ 町教委は、学校単位で作成される計画について、業務の適正化や計画の機能性の向上、カリキュラム・マネジメントの充実の観点も踏まえ、当該計画の内容や学校の実情に応じ、可能な限り統合して作成されるよう指導・助言を行う。
- ・ 町教委は、各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、学校の実情に応じ、複数の教員が協力して作成し共有するなどの取組を推進する。
- ・ 町教委において、学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、スクラップ・アンド・ビルドの観点に立って整理するとともに、必要に応じ、PDCAによる一連のマネジメント・サイクルを備えた計画等のサンプル（ひな形）を提示する。

#### (11) 学校の組織運営に関する見直し

- ・ 町教委は、学校に設置されている様々な委員会等のうち、類似の内容を扱う委員会等について、その整理・統合、構成員の統一を促すなど、業務の適正化に向けた指導・助言を行う。

#### (12) 転送電話やメールによる連絡対応や押印の省略等

- ・ 町教委は、非常災害の場合や児童生徒等の指導に関し緊急の必要性がある場合を除き、教職員が保護者や外部からの問合せ等への対応を理由に時間外勤務をすることの

ないよう、緊急時の連絡方法を確保した上で、転送電話の設置やメールによる連絡対応等の取組を進める。

- ・ 町教委は、各学校や地域の実情を踏まえつつ、可能なものから、学校提出書類への押印の省略、学校と保護者間の連絡手段のデジタル化に向けた取組を進める。

### 学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項

- (1) 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。

この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。

- (2) 町教委及び学校の管理職員は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。

- (3) 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。

- (4) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。

町教委及び学校の管理職員は、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。

附 則（令和3年10月1日教育委員会決定）  
この方針は、令和3年10月1日から施行する。